

## 愛西市開発行為等の周知に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛西市開発行為等の周知に関する条例（平成27年愛西市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第5条第1項に規定する規則で定める行為)

第2条 条例第5条第1項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項及び第3項に規定する自動車及び原動機付自転車をいう。）及び廃自動車の処理又は保管
- (2) 再生資源物（使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）及びこれらの混合物をいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物及び法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器に該当するものを除く。）の処理、集積又は貯蔵
- (3) 他の場所への搬出を目的とする土石、砂利、砂等の一時的な堆積
- (4) 建設資材の一時的な保管

(報告)

第3条 条例第5条第2項及び第3項の規定による報告は、周知等状況報告書（様式第1号）又は周知等状況報告書兼基準適合審査申出書（様式第2号）により、関係地域の愛西市総代の設置に関する条例（平成21年愛西市条例第1号）に規定する総代又は関係住民の代表者として市長が認める者にその記載内容について確認を受けた上で行うものとする。

2 前項の周知等状況報告書兼基準適合審査申出書には、設置施設の内容（様式第3号）及び別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。

3 市長は、前項に規定する図書のほか、その他必要と認める図書等の添付を求めることができる。

(審査)

第4条 条例第5条第4項の規定による審査は、別表第2に定める基準によるものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日規則第4号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和4年3月30日規則第6号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。